

鳥取県教育委員会訓令第2号

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年7月5日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会事務処理権限規程（平成22年鳥取県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）を当該移動別表細目に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。）に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表第1 1及び2 略 3 小中学校課				別表第1 1及び2 略 3 小中学校課			
事項		事務処理権限の区分		事項		事務処理権限の区分	
種類	内容	教 育 委 員 會	專 決 權 者 教 育 長 等	種類	内容	教 育 委 員 會	專 決 權 者 教 育 長 等
略							
六 その他 の業務に 関する事 務	1 公立義務教育諸 学校の学級編制及 び教職員定数の標 準に関する法律 (昭和33年法律第 116号) 第3条の 規定による義務教 育諸学校の学級編 制の基準の決定			六 その他 の業務に 関する事 務	1 公立義務教育諸 学校の学級編制及 び教職員定数の標 準に関する法律 (昭和33年法律第 116号)に基づく 事務のうち次に掲 げる事務		
					(1) 同法第3条 の規定による義 務教育諸学校の 学級編制の基準 の決定		

					(2) 同法第5条の規定による義務教育諸学校の学級編制及びその変更についての同意		
2 略							
3 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく事務のうち次に掲げる事務							
(1) 同法第4条の規定による市町村の設置する中等教育学校の設置、廃止等の認可							
(2) 同法第13条第1項の規定による市町村の設置する中等教育学校の閉鎖の命令							
(3) 同法第13条第2項において準用する同条第1項の規定による市町村の設置する幼稚園の閉鎖の命令							
4 ~ 7 略							4 ~ 7 略

4 特別支援教育課

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教 育 委 員 会	専決 権者		教 育 長 等
			教 育 長	課 長	
略					
六 その他	1及び2 略				
の業務に 関する事	3 公立義務教育諸 学校の学級編制及				

4 特別支援教育課

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教 育 委 員 会	専決 権者		教 育 長 等
			教 育 長	課 長	
略					
六 その他	1及び2 略				
の業務に 関する事	3 公立義務教育諸 学校の学級編制及				

		務 び教職員定数の標準に関する法律第3条の規定による公立特別支援学校の小学部及び中学部の学級編制の基準の決定			務 び教職員定数の標準に関する法律に基づく事務のうち次に掲げる事務		
					(1) 同法第3条の規定による公立特別支援学校の小学部及び中学部の学級編制の基準の決定		
					(2) 同法第5条の規定による公立特別支援学校の小学部及び中学部の学級編制及びその変更についての同意		
	4	学校教育法に基づく事務のうち次に掲げる事務			4	学校教育法第4条の規定による市町村が設置する特別支援学校の設置、廃止等の認可	
		(1) 同法第4条の規定による市町村の設置する特別支援学校の設置、廃止等の認可					
		(2) 同法第13条第1項の規定による市町村の設置する特別支援学校の閉鎖の命令					
		5～8 略			5～8 略		

5 高等学校課

事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教	専決	権者
		育	委員会	教 育 長 等

5 高等学校課

事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教	専決	権者
		育	委員会	教 育 長 等

略			
四 学校教育法に関する事務	1 同法に基づく事務のうち次に掲げる事務		
(公立の高等学校及び専修学校等に係るものに限る。)	(1) 同法第4条の規定による市町村の設置する高等学校の設置、廃止等の認可		
	(2) 同法第13条第1項の規定による市町村の設置する高等学校の閉鎖の命令		
	(3) 略		
	(4) 略		
	(5) 同法第133条第1項において準用する同法第13条第1項の規定による専修学校の閉鎖の命令		
	(6) 略		
	(7) 略		
	(8) 略		
	略		
略			
六 その他 の業務に 関する事 務	1 ~ 4 略		
	5 略		
	6 略		
	7 略		
	8 略		
	9 一から五まで及び1から8までに掲げるもののほか		
	略		
略			
四 学校教育法に関する事務	1 同法に基づく事務のうち次に掲げる事務		
(公立の高等学校及び専修学校等に係るものに限る。)	(1) 略		
	(2) 略		
	(3) 同法第133条第1項において準用する同法第13条の規定による専修学校の閉鎖の命令		
	(4) 略		
	(5) 略		
	(6) 略		
	略		
略			
六 その他 の業務に 関する事 務	1 ~ 4 略		
	5 学校教育法第4条の規定による市町村が設置する高等学校の設置、廃止等の認可		
	6 略		
	7 略		
	8 略		
	9 略		
	10 一から五まで及び1から9までに掲げるもののほか		
	略		

別表第3

別表第3

1 ~ 9 略
10 文化財課

事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教育長	専決権者	委任決裁権者
			課長等	課長等
一 文化財保護法（昭和25年法律第214号）に関する事務	1 同法に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 略			
	(2) 略			
	(3) 略			
	(4) 略			
	(5) 略			
	(6) 略			
	(7) 略			
	(8) 略			
	(9) 略			
	(10) 略			
	(11) 略			
	(12) 略			
	(13) 略			
	(14) 略			
	(15) 略			
	(16) 略			
	(17) 略			
	(18) 略			
	(19) 略			
	(20) 略			
	略			
略				

11及び12 略

1 ~ 9 略
10 文化財課

事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教育長	専決権者	委任決裁権者
			課長等	課長等
一 文化財保護法（昭和25年法律第214号）に関する事務	1 同法に基づく事務のうち次に掲げる事務			
	(1) 同法第99条第2項の規定による発掘の目的等についての国との協議			
	(2) 略			
	(3) 略			
	(4) 略			
	(5) 略			
	(6) 略			
	(7) 略			
	(8) 略			
	(9) 略			
	(10) 略			
	(11) 略			
	(12) 略			
	(13) 略			
	(14) 略			
	(15) 略			
	(16) 略			
	(17) 略			
	(18) 略			
	(19) 略			
	(20) 略			
	(21) 略			
	略			
略				

11及び12 略

附 則

この訓令は、平成23年7月5日から施行する。ただし、別表第1の3の項の六の1及び4の項の六の3の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。